

# 一般社団法人 日本救急救命学会 2022（令和4）年度 事業計画

理事長 脇田 佳典

一般社団法人 日本救急救命学会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するために行う、定款第4条第1項から第6項までの事業について、以下を2022年度の事業計画とする。

1. 学術集会の開催（定款第4条第1項及び第33条）  
本学会理事である京都橘大学の関根 和弘を会長として、第8回日本救急救命学会学術集会（2022年度）を単独で企画し、WEB配信も活用したハイブリッド方式で開催する。
2. 調査・研究事業及び教育と普及・啓発（定款第4条第2項、第3項）
  - (1) 2022年度下半期に、ワークショップを開催する。
  - (2) 2022年度「将来構想検討委員会報告書」における報告内容を更に精査するために、継続してWEBなどを活用した委員会を開催し、特に中長期計画について検討結果をとりまとめる。
  - (3) 教育研修委員会の活動に基づく研究課題の抽出を行う。
3. 国内外における関係諸団体と交流（定款第4条第4項）  
2019年度に設置した「国内外関係機関との交流連携委員会」において関係各機関、諸団体との交流の検討から実施へと進める。
4. 会員相互の情報交換及び機関誌の刊行（定款第4条第5項）
  - (1) 会員相互の情報交換のための「Newsletter」の発行
  - (2) 準機関誌「救急救命士ジャーナル」の継続刊行
  - (3) 学会監修「How To 本」刊行シリーズ化を検討
  - (4) メーリングリスト及びSNS（フェイスブックなど）を活用し、会員相互の情報交換を更に推進する。
5. 各委員会委員の見直し（定款第41条）  
各委員会の活性化を行うため必要に応じて委員長及び委員の見直し（入れ替え）を行い積極的に会員から推挙する。
6. 各外部団体の派遣理事・委員について（定款第4条第4項）  
外郭団体などと積極的に交流を図り当学会の認知および会員獲得を目指す。
7. 定款の変更（定款第4条第6項） 必要に応じて定款を変更していく
8. その他必要に応じて事業を行う。（定款第4条第6項）

以上